

省エネ住宅プロテクション

(建設工事業務特約付帯専門事業者賠償責任保険)

省エネ基準適合義務化に対応

省エネ住宅プロテクションは、2025年4月に法改正となった
省エネ基準適合義務化に対応した保険制度です。

施主と約定した省エネ性能を充足しない施工を行ったことによってなされた
損害賠償請求をカバーします。

※省エネ性能とは、断熱等性能等級と一次エネルギー消費量等級を言います。



パンフレットの目次

■ 制度の概要	1頁 〜 2頁	■ 保険金をお支払する主な場合	4頁
■ 想定される事故事例		■ 保険金をお支払しない主な場合	
■ 住宅施工をとりまく主なリスクとリスクヘッジ策	3頁	■ お申込みにあたって	5頁
■ お支払いの対象となる損害		■ 事故が発生した場合	6頁
■ お支払いする保険金の計算方法			
■ 保険期間とお支払いする損害との関係		■ ご加入にあたっての留意事項	

申込締切日

2025年3月14日

保険期間

2025年4月1日から1年間



一般社団法人 日本木造住宅産業協会 (木住協)

■ 制度の概要

本制度は、一般社団法人日本木造住宅産業協会を保険契約者とし、その加入会員企業を被保険者(保険契約により補償を受けられる方)とする団体保険制度です。

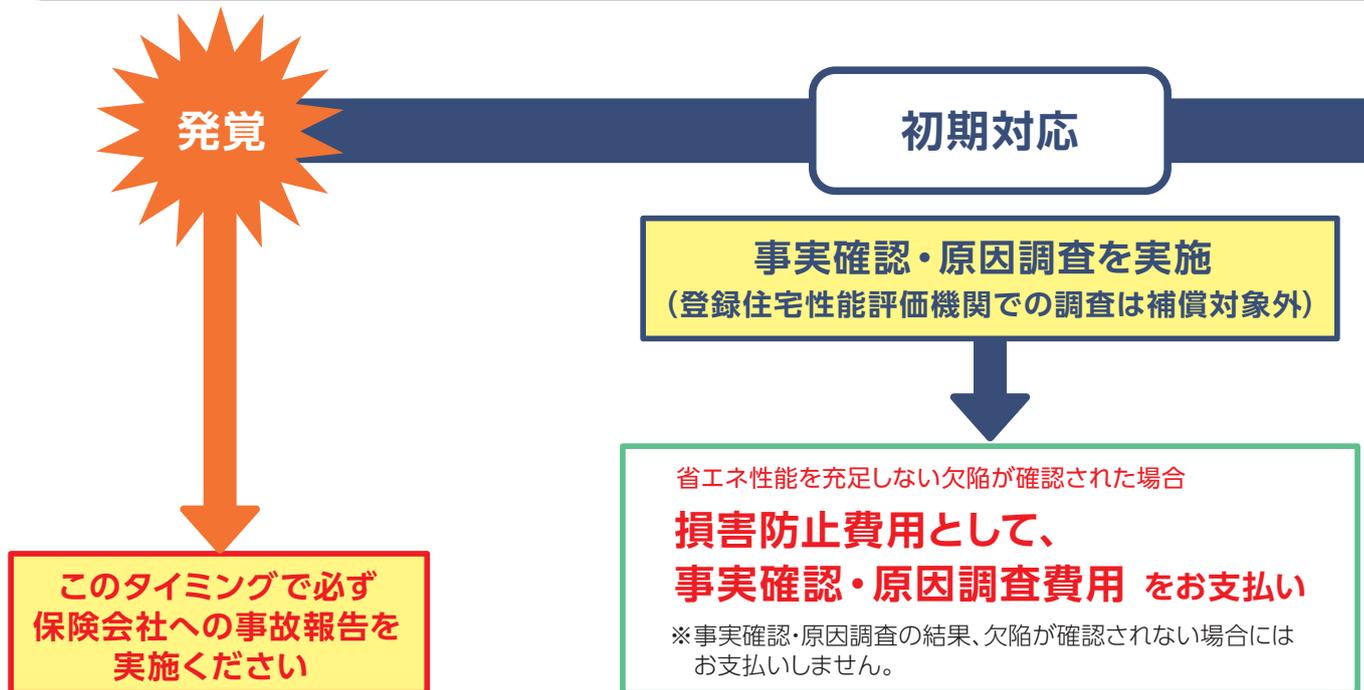
対象となる業務は会員企業が行う「専門業務(建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建設工事であって工事請負契約に基づいて行う建設工事に関する業務^(注))」となります。

(注)建設工事に関する業務には、建築士法(昭和25年法律第202号)に定める設計または工事監理に関する業務を除きます。

トリプル補償で高品質な省エネ住宅の建設をご支援します!!

① 事実確認・原因調査費用をカバー

省エネ性能を充足しない欠陥が発覚した場合の対応例



■ 想定される事事故事例

- 断熱材の施工時にすき間・たるみが生じていることに気づかず引き渡してしまったことにより、壁内部に湿気が溜まりカビが生じていることが発覚した。(本制度では断熱材の再施工にかかる損害防止費用は補償対象となりますが、カビによる内装材の一部に生じた汚損等その他の箇所に発生した被害は補償対象外です。その他の箇所に発生した被害は、生産物賠償責任保険で対象となる可能性がございますので「木住協工事総合保険」の採用を併せてご検討ください。)
- 引き渡し前に省エネ適合の確認(省エネ適判)を行った結果、省エネに適合していないことが判明した。(省エネ適判にかかる費用は補償対象外)
- 設計図書で設置するはずであった換気設備を設置し忘れていたことが引き渡し後に発覚した。
- 断熱材の室内側に防腐フィルムを適切に施工できていなかったことにより、内部結露が生じていることが発覚した。(本制度では防腐フィルムの再施工にかかる損害防止費用は補償対象となりますが、結露による内装材や家財の一部に生じた水濡れ損害等その他の箇所に発生した被害は補償対象外です。その他の箇所に発生した被害は、生産物賠償責任保険で対象となる可能性がございますので「木住協工事総合保険」の採用を併せてご検討ください。)
- 外壁、及び間仕切り壁の上下端部に気流止めを適切に設置していなかったことにより、壁内気流が発生し、暖房費が想定よりも高くなっていることが発覚した。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)の改正(2025年4月施行)を受けて開発した**木住協会専用**の保険です。

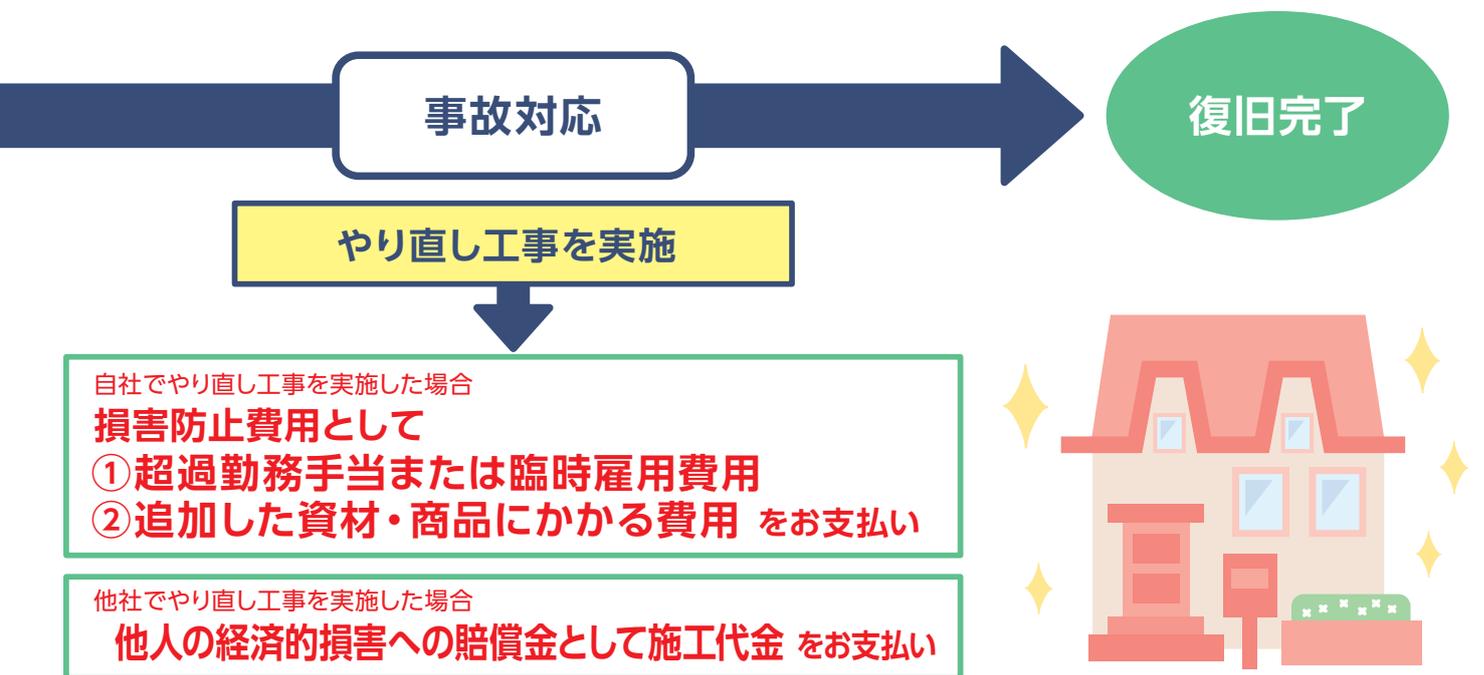
年間包括契約のため、業務ごとの保険手配は**不要**です。

保険料は**全額損金処理が可能**です。
※実際の税務処理については、税理士にご相談ください。今後、法改正により変更になる可能性があります。

2 やり直し(再施工)にかかる人件費や資材をカバー

3 他社で実施したやり直し工事の費用をカバー

※下記は一例であり、発生した事故により必要な対応は異なります。



住宅施工をとりまく主なリスクとリスクヘッジ策の整理

主なリスク	リスクヘッジ策
主力構造部および雨水侵入部分の瑕疵	住宅瑕疵担保責任保険
引渡し前の工事物件の補償	建設工事保険
請負作業中の他人の身体障害・財物損壊	請負業者賠償責任保険
引渡し後の他人の身体障害・財物損壊	生産物賠償責任保険
他人の経済的損害に対する損害賠償責任	省エネ住宅プロテクション (本制度) <small>※補償対象は省エネ性能を充足しない欠陥が発覚した場合に限る。</small>
損害賠償責任の発生・拡大防止に必要・有益な措置に要する費用	

木住協
工事総合保険
でカバー

NEW

■ お支払いの対象となる損害

示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

損害賠償金	事故によって生じた他人の経済的損失(逸失利益、代替費用等)に起因する損害賠償金・争訟費用
損害防止費用	被保険者が損害防止措置を講じるために要した以下の費用であって、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。 ①専門業務において発生した超過勤務手当または臨時雇用費用(注1) ②追加した資材・商品にかかる費用(注2) ③専門業務の目的物に、被保険者と施主の間で約定した、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法第81号)に基づく「住宅性能表示制度」の断熱等級または一次エネルギー消費量等級を充足しない欠陥(以下「欠陥」といいます。)が生じている事実およびその原因を確認するのに要した費用。ただし、登録住宅性能評価機関に調査を依頼して要した費用および確認の結果、欠陥が生じていなかった場合に要した費用を含みません。 (注1)超過勤務手当または臨時雇用費用には、外注費用を含みます。 (注2)資材・商品にかかる費用には、保管および輸送費を含みます。

<損害賠償金についてのご注意>

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

■ お支払いする保険金の計算方法

1請求支払限度額は500万円、保険期間中支払限度額は1,000万円です(保険証券全体での支払限度額は1億円です)。支払限度額を上限に次の算式によって支払保険金を計算します。なお、本制度には1事故あたり免責10万円、縮小支払割合90%が適用されます。

$$\text{支払保険金} = \left\{ \left(\text{損害賠償金} + \text{損害防止費用} + \text{争訟費用} \right) - \text{免責金額} \right\} \times \text{縮小支払割合}$$

1請求支払限度額	損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の業務に起因して被保険者に対して提起されたすべての損害賠償請求でお支払いする保険金の限度額です。
保険期間中支払限度額	保険期間1年間を通じてお支払いする保険金の限度額です。

■ 保険期間とお支払いする損害との関係

損害賠償請求を受けた時点で加入している保険契約の条件によって支払われます。

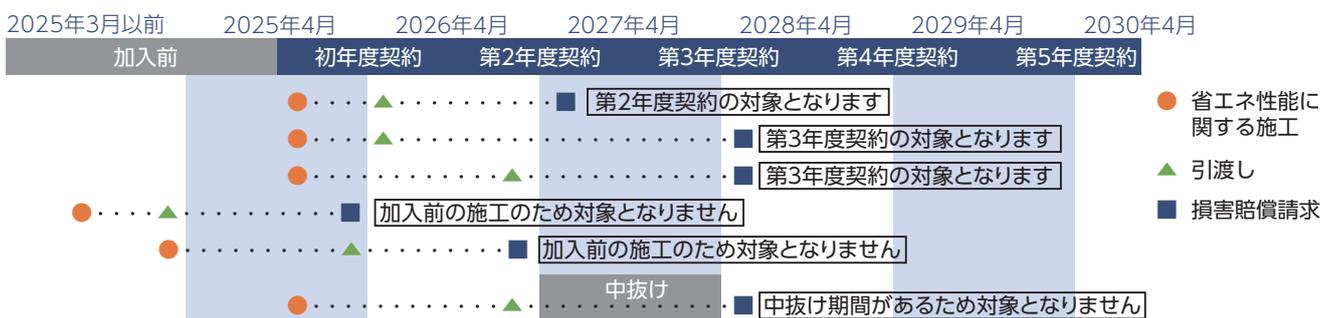
保険期間：2025年4月1日(午後4時)から1年間

<2025年4月1日に新規でご加入の場合>

最初の保険契約の保険期間開始日である2025年4月1日以降に省エネ性能に関する施工をした一般建築物が保険の対象となります。なお、次年度以降引続きご加入いただきますと、今回、保険の対象となった業務についても、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合には、保険金のお支払いの対象となります。(中抜け期間が発生した場合には中抜け期間以前に施工した工事が対象外となります。)

※欠陥が発覚した場合や損害賠償請求を受けるおそれがある場合は、遅滞なく引受保険会社に報告してください。報告いただいた欠陥について損害賠償請求を受けた場合は、報告いただいた年度の契約で対象となります。

※遅滞なく報告いただけない場合は、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。



■ 保険金をお支払いする主な場合

被保険者が行う専門業務の遂行に起因して、次のいずれかの事由に起因する他人の損失(以下「事故」といいます。)について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金を支払います。

- ① 専門業務の目的物に、被保険者と施主の間で約定した、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法第81号)に基づく「住宅性能表示制度」の断熱等級を充足しない事実が発覚したこと
- ② 専門業務の目的物に、被保険者と施主の間で約定した、住宅の品質確保

の促進等に関する法律に基づく「住宅性能表示制度」の一次エネルギー消費量等級を充足しない事実が発覚したこと

なお、この保険契約において「専門業務」とは、建設業法(昭和24年法律第100号)に定める建設工事であって工事請負契約に基づいて行う建設工事に関する業務^(注2)をいいます。

(注)建設工事に関する業務には、建築士法(昭和25年法律第202号)に定める設計または工事監理に関する業務を除きます。

■ 保険金をお支払いしない主な場合

普通保険約款

(1) 当社(引受保険会社)は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに

類似の事象、暴動^(注1)、労働争議または騒擾^(注2)

② 地震、噴火、洪水または津波

③ 核物質の危険性^(注2)または放射能汚染^(注3)

④ 次のいずれかの事由

ア. 汚染物質^(注4)の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態

イ. 汚染物質^(注4)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物^(注5)^(注6)の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

(注1) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注2) 核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注3) 放射能汚染は、形態を問いません。

(注4) 汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注5) 被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。

(注6) 「被保険者が製造、製作または販売した財物」には、「保険金を支払う場合」に定める専門業務の目的物は含みません。

(2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、この規定が適用されるものとします。

① 被保険者の犯罪行為^(注1)

② 被保険者の故意または重過失による法令違反

③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識^(注2)しながら行った行為

④ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為

⑤ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為

⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行

⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。

⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。

⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬

(注1) 犯罪行為には、過失犯を含みません。

(注2) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、この規定が適用されるものとします。

① 身体の障害^(注1)または精神的苦痛に対する損害賠償請求

② 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求

③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難^(注2)に対する損害賠償請求^(注3)

④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求

⑤ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求

⑥ 他の被保険者からなされた損害賠償請求

⑦ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求

(注1) 身体の障害とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

(注2) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

(注3) 「保険金を支払う場合」に定める専門業務の目的物の滅失、破損または汚損に対しては適用しません。

(4) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、これらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。

① 初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求

② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた^(注)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求

③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられた行為に起因する一連の損害賠償請求
(注) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

サイバーインシデント限定補償特約

直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

建設工事業務特約

(その1)

当社(引受保険会社)は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する行為または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次に掲げる行為または事由については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、これらの行為または事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対してなされた損害賠償請求についても、この規定を適用します。

① 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊

② 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物、その収容物または土地の損壊

③ 地下水の増減

④ じんあい

⑤ 騒音

⑥ 次のいずれかの事由

ア. 石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵じん(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引

イ. 石綿等への暴露による疾病

ウ. 石綿等の飛散または拡散

⑦ 汚染^(注1)または汚染物質^(注2)の排出、流出もしくはいつ出

⑧ 水温変化

⑨ 電波障害

⑩ 専門業務の過誤によらない虫食い、ねずみ食い、結露、自然の消耗、摩耗、さび、スケール、キャビテーション、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由

⑪ 芝、樹木その他の植物に生じた滅失、破損または汚損

⑫ 不発爆弾または地雷

(注1) 汚染とは、流出、いつ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をいいます。

(注2) 汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または有害物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(その2)

当社(引受保険会社)は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が業務を遂行するにあたり通常の手続に反していることまたは通常の手続を省略していることを認識しながら^(注1)遂行した行為^(注2)に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、これらの行為が実際に行われたと認められる場合に限り、この規定が適用されるものとします。

(注1) 認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 行為には、不作為を含みます。

(その3)

当社(引受保険会社)は、次のいずれかに該当する損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または自動車、航空機もしくは船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求

② 被保険者に支給された資材・商品等の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する損害賠償請求

③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求

次ページへ続く

- ④採用、雇用または解雇に関して行われた不当な行為に起因する損害賠償請求
 - ⑤被保険者の定めた保証書その他これに準ずる契約書(以下、あわせて「保証書」といいます。)に基づく保証責任の履行に起因する損害賠償請求。ただし、保証書の有無にかかわらず被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対する請求を除きます。
 - ⑥住宅の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分^(注1)の瑕疵によって、住宅の耐力性能または防水性能を満たさない場合に、被保険者がその住宅について瑕疵担保責任を負担することに起因する損害賠償請求
 - ⑦被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する損害賠償請求
 - ⑧被保険者の支払不能または債務超過に起因する損害賠償請求
 - ⑨株主代表訴訟に起因する損害賠償請求
 - ⑩企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評損害に起因する損害賠償請求
 - ⑪私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、消費者基本法(昭和43年法律第78号)、その他類似の法令に違反したことに起因する損害賠償請求
 - ⑫被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑬水利権、道路利用権、日照権またはこれらに類似したその他の権利の侵害に起因する損害賠償請求
 - ⑭景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償請求
 - ⑮専門業務の目的物を引き渡した日から10年を経過した後、その目的物に関連してなされた損害賠償請求
 - ⑯感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求^(注2)
 - ⑰次のいずれかの事由による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
 - ア.工事行程の計画過誤
 - イ.工事用材料、据付機械設備等の手配誤り
 - ウ.人員の手配誤り
- (注1)構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分とは、品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)により定められるものをいいます。
- (注2)感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求には、これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。

(その4)

- 当社(引受保険会社)は、次のいずれかに該当する損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ①被保険者が発注者から得た報酬または発注者に請求した報酬についての損害賠償請求
 - ②見積の不足または費用が見積を超過したことに起因する損害賠償請求
 - ③専門業務に関する請負契約締結時^(注)における設計、仕様、材質等を上回ることにより増加した費用に起因する損害賠償請求
 - ④損害防止措置の過誤に起因する損害賠償請求
 - ⑤専門業務の対価として支払われた金銭の返還に起因する損害賠償請求。ただし、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)に規定する損害に対して被保険者が負うべき法律上の損害賠償金との相殺を請求された場合はこの限りではありません。
 - ⑥専門業務に関する請負契約締結時^(注)において実用化されていた技術では実現不可能な専門業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- (注)請負契約締結後に変更契約を締結しているときは、変更契約締結時とします。

(その5)

- 当社(引受保険会社)は、次のいずれかに該当する事由に起因する損害防止措置に対しては、保険金を支払いません。ただし、専門業務の目的物の引き渡しの時^(注1)以前に講じた損害防止措置に限りです。
- ①台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、雹、氷、雪、寒気、霜、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨^(注2)もしくはこれらに類似の自然現象、または火災、落雷、爆発、水漏れ、自動車の接触、航空機の落下、盗難等の不測かつ突発的な事由
 - ②掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ち
 - ③切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
 - ④矢板、杭、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物の継目からの土砂、水または土砂水の流入
- (注1)専門業務の目的物の引渡しを要しない場合は、その専門業務が完成した時とします。
- (注2)豪雨には、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れを含みます。上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。
- また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。普通保険約款は右記リンク先よりご参照ください。開封時には加入者証記載のPWを記載ください。



お申込みにあたって

(1) 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

本制度の被保険者は、加入者(記名被保険者)です。

(2) 保険料計算に必要な情報

保険料の算出のために下記の事項を確認させていただきます。

① 保険料算出の基礎(本制度は、保険料確定特約の規定に基づく確定保険料での引受となります。)

記名被保険者の把握可能な最近の会計年度(1年間)における売上高・新規設立で最近の会計年度(1年間)の売上高等が把握できない場合は、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額をご申告ください。

② 過去の事故について

現時点から起算して過去3年間において、この保険の対象となる事由の発生、もしくはその発生が予想される状況の有無(確認の結果により、お引き受けを見合わせる可能性がございます。)

③ 請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険の加入状況

事故対応の観点から、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社とする請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険に加入していることが本制度の加入要件となります。

④ 直近会計年度における対象となる業務の請負高・売上高

<保険料例>

売上高	年間保険料	・中途加入は2025年4月1日より毎月1日付とし、2026年4月1日までが保険期間となります。毎月15日までに加入申込書を提出し、一括払保険料を当月25日までに振込ください。翌月1日より保険期間が開始します。保険料は月割で計算します。
2億円	230,000円	・1加入者あたりの最低保険料は、5,000円となります。
5億円	420,000円	・本制度は、一定の保険加入者にご採用いただくことで成立する制度となります。
10億円	610,000円	・そのため、保険料は本制度が成立する目的が立った時点でご請求申し上げます。
20億円	840,000円	
30億円	1,070,000円	

※事故があった場合、加入者単位で翌年の更改保険料が見直しとなります。また、1証券で損害率が悪化した場合には全体の更改保険料率が見直しとなります。

(3) 加入手続きの方法

①「見積依頼書」に必要事項を記入の上、木住協へ FAXしてください。 **FAX: 03-5114-3020**

② 運営事務局の新都心エージェンシーより、「保険料見積書」をご案内します。訪問・電話等での説明もさせていただきますので、お気軽にお問合わせください。

③ ご加入を希望される場合、「加入申込票」に必要事項を記入し、木住協までご提出ください。
※自動継続ではありませんので、新規加入・継続加入を問わず、必ず全ての会員に「加入申込票」をご提出いただきます。

締切日3月14日(金)

●加入申込票送付先
〒106-0032
東京都港区六本木1-7-27全特六本木ビルWEST棟2階
一般社団法人日本木造住宅産業協会 事業推進部
TEL: 03-5114-3017 FAX: 03-5114-3020

④ 保険料をお振込ください。 **締切日 3月21日(金)**
お振込先は別途ご案内します。

⑤ 加入者証をお届けします。
※加入者証がお手元に届くまで、1ヶ月ほどかかる場合があります。それまでに加入内容を示すものが必要な場合は、運営事務局へご連絡ください。

事故が発生した場合

省エネ性能を充足しない欠陥が発覚した時点で速やかに引受保険会社へご報告ください

事故が発生した時は、慌てず落ち着いて次の処置を行った上で速やかに木住協工事総合保険事務局（㈱新都心エージェンシー）または三井住友海上火災保険㈱にご連絡ください。保険金請求手続きについて詳しくご案内いたします。

①損害の発生
および
拡大の防止

②相手の確認

③目撃者の確認

事故発生時の連絡先

三井住友海上火災保険㈱ 火災新種損害サポート部第一保険金お支払いセンター
TEL：03-3259-6727 FAX：03-3259-7198
（電話受付時間：平日午前9時～午後5時）

夜間・休日のご連絡は以下にお願いします。

三井住友海上へのご連絡は
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く
0120-258-189（無料）へ

保険金のご請求時にご提出いただく書類被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、下表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社から求めるものをご提出いただけます。詳細は代理店・扱者にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただけます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金請求に必要な書類または証拠

- | |
|--------------------------------------|
| ①損害見積書 |
| ②損害状況を撮影した写真 |
| ③専門業務の内容が確認できる工事仕様書、設計時図面 |
| ④請負工事金額契約書および請負契約の内訳が確認できる書類 |
| ⑤請負工事工程表 |
| ⑥建設工事業務特約第1条（保険金を支払う場合）(1)①および②を示す書類 |



ご加入にあたっての留意事項

- 申込人（ご加入申込人）と被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者までお問合わせください。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- 保険会社破綻時等の取扱い・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 取扱代理店の権限取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、団体契約の安定的な運用および事故の円滑な解決のため、加入者の保険金請求状況等を保険契約者（団体）、事故審査会および代理店・扱者に提供することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）のホームページをご覧ください。

木住協は、 これからも会員事業者を様々な制度でご支援します。

木造住宅・ 建築物の 普及促進

木造中大規模建築物や耐火・準耐火の建築物・住宅の普及のための技術開発

人材育成

木造ハウジングコーディネーター資格認定制度、住宅税制や省エネ基準等の講習・セミナー

様々な制度の 推進による 品質向上

木優住宅、木造住宅検査員制度、木住協工事総合保険、木住協業務災害補償制度、等の普及

その他

作文コンクールの実施、SNSを活用した情報発信、機関誌「木芽」による認知度向上、災害対応の強化等を通じた地域貢献

<お客様の声を集めています>

保険制度に限らず、「こんなセミナーを開催してほしい」、「安全大会のポイントを教えてください」、「人材不足の解決策を相談に乗ってほしい」などのお困りごとや当会への要望など、何でもかまいません。

右記formsフォームより貴重なご意見をお寄せください。
※ご回答者の中から抽選で防災グッズを進呈。



省エネ住宅プロテクション お問い合わせ窓口

保険
内容

〈代理店・扱者(幹事)〉 木住協工事総合保険運営事務局
：株式会社新都心エージェンシー(担当：村松、浅原、工藤)
〒163-0436 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング36階
TEL：03-3345-7682 FAX：03-5323-7765
MAIL:muramatsu@shintoshin-ag.co.jp

〈引 受 保 険 会 社〉 三井住友海上火災保険株式会社 公務第一部営業第二課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-6681 FAX：03-3259-7213

制度
運営

一般社団法人日本木造住宅産業協会 事業推進部
〒106-0032 東京都港区六本木1-7-27 全特六本木ビルWEST棟2階
TEL：03-5114-3017 FAX：03-5114-3020